
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美 君	2番	佐々木 裕子 君
3番	佐久間 光洋 君	4番	高橋 たい子 君
5番	安部 俊三 君	6番	佐々木 守 君
7番	広沢 真 君	8番	有賀 光子 君
9番	水戸 義裕 君	10番	森 淑子 君
11番	大坂 三男 君	12番	舟山 彰 君
13番	佐藤 輝雄 君	14番	星 吉郎 君
15番	加藤 克明 君	16番	大沼 惇義 君
17番	白内 恵美子 君	18番	我妻 弘国 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂 君
副 町 長	小泉 清一 君
会 計 管 理 者	小林 功 君
総 務 課 長	村上 正広 君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見 君
まちづくり推進課長	菅野 敏明 君
税 務 課 長	永井 裕 君
町 民 生 活 課 長	吾妻 良信 君
健 康 福 祉 課 長	大宮 正博 君
子 ども 家 庭 課 長	笠松 洋二 君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭 君
都 市 建 設 課 長	佐藤 輝夫 君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	吾 妻 良 信 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第6号)

平成21年12月18日(金曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第16号 平成21年度柴田町一般会計補正予算
- 第 3 議案第17号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第18号 平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第 5 議案第19号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第20号 平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第21号 平成21年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 8 議案第 1号 柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 9 平成21年第3回定例会時「住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会」付託 議案第4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例
- 第10 意見書案第1号 身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書
- 第11 意見書案第2号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

- 第 1 2 請願第 1 号 「非核平和都市宣言」に関する請願
- 第 1 3 陳情第 1 号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第 2 号 中小企業予算の拡充を図り、最低賃金の大幅引き上げを求める、国に対する意見書採択を求める陳情
- 陳情第 3 号 改正貸金業法の早期完全施行を求める陳情
- 第 1 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告に4番高橋たい子さんからありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名いたします。

日程第2 議案第16号 平成21年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第16号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第16号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出において、交流ひろば事業、障害者自立支援事業、観光物産振興事業、一般町道維持管理事業、船岡中学校耐震化に係る事業、公債費及び人事院勧告に伴う人件費などの補正を計上しており、その財源としまして、国県支出金、町債などを充当いたします。

これによります補正額は、6億9,995万4,000円となり、補正後の予算総額は112億959万8,000円となります。

また、債務負担行為並びに地方債の追加及び変更を合わせて行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明いたします。

議案書49ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,995万4,000円を増額し、補正後総額を112億959万8,000円とするものです。

このうち3億6,500万円は、地方債の借り換えのための予算補正です。施策、事業にかかわる補正は約3億3,500万円規模になります。

歳入歳出の個別説明の前に、債務負担行為補正と地方債補正を説明いたします。

54ページをお開きください。債務負担行為補正です。次のページにわたる追加35件、いずれも平成22年度当初から執行予定の事務事業について、平成21年度中の契約手続を行うための債務負担行為となります。

56ページをお開きください。債務負担行為の変更です。平成21年度情報系サーバーリース料から3件は、契約確定による限度額の減額補正です。観光物産の振興委託料の増額補正は、国の経済危機対策として進められている、ふるさと雇用創出事業の事業枠が拡大したことによる増額補正です。

57ページをお開きください。地方債補正となります。追加の安全安心な学校づくり交付金事業費は、船岡中学校耐震化等工事にかかわるもので、事業費2億8,752万8,000円のうち、地方負担分1億4,070万円を地方債で手当てしています。この起債は償還に当たり2分の1が交付税参入となります。また、経済危機対策公共投資臨時交付金対象事業とされていますので、事業費確定後、来春になるかと思いますが、国庫補助金で町の負担は軽減されます。補助確定後、財源の組み替えを行います。

公的資金借換債は、現在償還中の起債13件について、利子の軽減を図るもので、歳入歳出でほぼ同額の予算を組んでおります。この借り換えで約5,200万円の利子の軽減が図られます。

歳入について説明いたします。60ページをお開きください。

歳入歳出とも主要事項についてのみ説明いたします。

下の段になります。款13分担金及び負担金、民生費負担金です。999万円の増額補正になります。これはむつみ学園にかかわる関係市町からの負担金ですが、平成20年度の精算と平成21年度の見込みによる444万2,000円と、むつみ学園の移設に伴い、関係市町へ負担をお願いした

554万8,000円、その合計となります。

61ページです。款14使用料及び手数料、目1総務使用料194万5,000円の減額は、柴田町福祉センターから株式会社ジャパンケアサービスが退去したことによるものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金1,300万2,000円の増額は、各費目いずれも決定見込みによるものです。このうち下の段になりますが、節5社会福祉費負担金1,349万9,000円の増額は、障害者自立支援給付費のプラス5%改定によるものです。

62ページです。

下の段、項1国庫補助金、目5教育費国庫補助金1億4,520万1,000円を計上しています。船岡中学校耐震化事業、安全安心な学校づくり交付金として補助を受ける金額です。事業費の2分の1に当たります。

63ページです。

款16県支出金、総額で1,090万1,000円の増額です。節3国民健康保険基盤安定負担金591万3,000円の増額は、保険税の軽減世帯が見込みより増加したことによるものです。

節4社会福祉費負担金674万9,000円の増額は、障害者自立支援給付費のプラス5%改定の影響です。

65ページです。

県補助金の節5児童福祉費補助金、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業として231万円を措置しています。これは母子生活支援施設山下荘、この空調設備の補助が認められ、措置するものです。

67ページをお開きください。

款22町債です。目6公的資金借換債3億6,450万円は地方債補正で説明いたしましたが、利子軽減を図るための借換起債です。

目7教育費1億4,070万円は、船岡中学校耐震化等工事にかかわる財源となります。

歳出です。68ページをごらんください。

各費目で計上しております給料、職員手当等、共済費等、これらは人事院勧告を受け、給与等の減額を行ったための措置です。人件費総額で見れば、約2,000万円の減額となります。

69ページ、下の段になります。

目2企画管理費で、合併協議会負担金151万6,000円の減額、これは合併協議休止に伴う協議会負担金の整理が行われたことによるものです。

70ページ、まちづくり推進費です。太字の事業欄をごらんください。交流ひろば事業として

264万9,000円を措置しています。これは町内の大型スーパーマックスバリュー柴田店から、空き店舗スペースを地域貢献事業の一環として町に提供したい、活用してほしい、その申し出があり、これを受け、交流ひろばとして整備等を図るための予算措置となります。各費目所要経費を計上しています。

71ページ、目5財政財産管理費、節15工事請負費です。旧富上分館改修工事で222万9,000円を措置しています。これはむつみ学園移設に伴って、富上生涯館、旧富上分館に当たりますが、その補修修繕を計画しておりましたが、実施設計で既存予算では不足が明らかになったことから増額補正を行うものです。補正後、工事請負費の現計予算総額は664万7,000円になります。

72ページです。

目10交通防犯対策費、工事請負費で280万円の増額です。区画線、カーブミラー、街路灯の整備増があり増額するものです。

飛びますが、76ページをお開きください。

民生費、社会福祉費、目1社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計保険基盤安定分887万円の増額補正は、保険税の軽減世帯が見込みより増加したことによるものです。

目6障害者更生援護事業費で2,962万2,000円の増額、節20扶助費、障害福祉サービス費のプラス5%改定による増額措置が大きな要因となっております。

77ページです。

款3民生費、項2児童福祉費、事業内訳欄で新型インフルエンザ対策費159万6,000円を計上しています。マスク、消毒薬品等備蓄品の購入に充てるものです。この2分の1は県補助で手当されます。

78ページ、目6母子生活支援施設費ですが、工事請負費、これはエアコン設置工事費231万円がありますが、山下荘のエアコン設置です。全額県補助金になります。

82ページをお開きください。

款7商工費、目1商工振興費、19節です。柴田スタンプ会エコポイント事業補助として50万円措置しています。今年度、商工会が取り組んでいるエコポイント事業を支援するものです。

下の段、目2、観光整備費、船岡城址公園東駐車場整備工事費として780万円を計上しました。これは郷土館隣接の駐車場の拡大をするものです。民地を借り上げ、駐車場として整備します。

84ページをお開きください。

上段になります。款8土木費、目2道路維持費として1,170万円を予算措置いたしました。槻木122号線、これは山崎製パン南側の道路になります。その道路と側溝の改修事業が主なものになります。

85ページ、目2都市街路費、13節委託料、船岡東49号線調査測量設計業務委託料150万円は、まちづくり交付金事業にかかわる予算措置です。

87ページをお開きください。上段、款9消防費、洪水ハザードマップ作成業務委託料207万1,000円の減額は、支出見込み額の減額によるものです。

下の段、款10教育費、項1、目2教育管理費、工事請負費2億8,831万9,000円を計上しています。船岡中学校耐震化等工事2億8,752万8,000円、それと東船岡小学校ふれあい教室改修工事費79万1,000円が内訳となります。

88ページです。

節19、幼稚園就園奨励費補助566万4,000円を減額しています。支出見込みによるもので、補正後の予算現計は2,053万9,000円となります。

94ページをお開きください。

款12公債費、地方債借り換えのための繰上償還元金3億6,521万6,000円を計上しております。

以上、詳細説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[午前10時13分 4番 高橋たい子君 入場]

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債を含め、総括と歳入を一括質疑といたします。

歳出については、款1議会費、68ページから款3民生費、79ページまで、款4衛生費、79ページから款9消防費、87ページまで、款10教育費、87ページから款13予備費、94ページまでといたします。

なお、質疑に当たっては、ページを示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 借換債の話がありましたけれども、もうちょっと詳しく説明していただきたいことと、一般質問のときにもご質問したと思うのですが、時間がなかったので余り詳しくお聞きしなかったのですけれども、この借換債が許的にどういう場合に可能なのかどうか。それから、いつでもできるものなのかどうかです。例えば柴田町で言うと、平成26年度以

降は非常に借金が減ると。その前何年間かはかなり高いレベルで借金を支払いし続けなければいけないということで、借換債をもっと利用して後ろの方に持っていく方法はないのかどうか。金利の問題等もあるのは、この間ちょっとお話を伺ったので、財政テクニクとして、住民サービスを強化するために、借り換えなり繰り延べというのも可能かどうか、借金いつまで払わなくてはならないのをもう少し先まで延ばしていただくとか、その辺のところをちょっとご説明をお願いしたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 議員の一般質問の借り換え、繰り延べと、今回の借り換えはまず違うものだという形で説明いたします。

まず、今回の借り換えは、いわゆる利子の低減の借り換えです。これは平成14年度までの起債のうち、いわゆる政府資金、公庫とか借りたものなのですけれども、これが6%水準の利子でありました。これを政府の、いわゆる国の方が借り換えを認めます。これはいつでも認めるのではなくて、今回が最後だと思います。余りにも利子が高かったものですから、ことしまで認めていただきました。今回は13本が対象になっています。6%のものをほぼ現行水準ですと1.5%ぐらいの利子と見込みまして、5,200万円の軽減が図られるというふうになります。これは許可がなければ借り換えができません。ですから、今回が国は最後だと言っていますので、利子低減のための借り換えは今回が最後かと思います。

もう一つ、一般質問のときに、いわゆる10年債権、金融機関から借りていた10年債権を20年に延ばすという話を説明いたしました。これは、もともと借りたときに20年まで延ばす裏書きがあります、いわゆる証書の方に。当然10年目で返してもいいのですけれども、もともと20年で設計された起債ですので、裏書きとしてもう10年延ばすことが可能だという証書の裏書きがあります。それに基づいて、市町村はやるかやらないかを定めることができます。

実は10年目に大きな金額が、いわゆる銀行債というやつは元金均等なのです。ですから、10年目に大きな金額が残っているのです。それはもともともう10年延ばすことができるという前提で、10年目に残り10年分の元金が残っています。それを裏書きどおり10年延ばすことによって、その年以降、10年間に繰り延べすることができるというものです。もちろん10年間延ばしますと、利子が新たに発生します。財政状況がよければ、そこで一括償還しますし、資金繰り、財政状況がなかなか難しいのであれば、予定どおりもう10年間延ばすという手法をとりたいと思います。そういう内容です。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） 財政状況がよければとか、悪かったらとかということもあると思うのですけれども、政策的に事業をどうしても早くやった方がいいという場合は、将来利子を多く負担しなくてはならないようになって、政策的にやらなくてはならないということになれば、やることも可能かということよりも、やる場合もあり得るという考え方をとっていいということでございますね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（水戸敏見君） もともと自治体が行う借金、起債については、元利均等、元金均等、二つあるのですが、やはり自然な形で減ってほしいという財政設計があります。ところが、縁故債と言われる、国が、政府系で受ければ20年なのですが、民間にも起債を回さなければいけないということで、民間引き受けのときには、民間の金融機関の取り決めが10年になって、それが前にもお話ししていますが、急に17億円から10億円に減るような大きな段差がついてしまいます。そういうことをならすために、全部ではないのですが、繰り延べすることによって健全な収支状況が見えてくる。当然政策的に投資事業を行うわけではありませんで、そこで起債、いわゆる現金が足りないのであれば、そういう手法をとらざるを得ないということですよ。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかにありませんか、はい、12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 今の借換債のことにも関係するのですが、柴田町が町債を発行するときのシステムというのは、何か基本的な質問なのですけれども、どういう流れになっているのかということをお聞きしておきたいのです。というのも、国も今度民主党政権になって、国債を増発というか、それで国の場合は銀行のいわゆるシンジケート団が引き受けるとか、個人向けの国債ということで売るとかあるのですが、改めて柴田町が町債を発行するという場合、例えば町の指定金融機関になっている七十七銀行が一手に引き受けるということなのか。なぜこんなことを改めて聞くかということ、国債も今売れないのではないかという心配が出てきているのです。例えば地方自治体が発行する債権、それから政府系のいろんな機関が発行する債権なんか、いわゆるランクづけされているわけです。市場原理が働くというのでしょうか。そういう意味で、柴田町が今回借り換え、これは大体見込めるということで今のようにして償還金利子の負担減を図るといのはわかるんですけれども、そういう意味で改めて柴田町が町債を発行するときのシステムというものについてお聞きしたい。これが1点目です。

あともう1点は、今回学校関係、国からの交付金を急いでもらった関係で、逆に言えば、町

債の内訳の下の教育施設等整備事業、町債の金額は1億4,370万円、ただ何か国からそれなりのカバーがあるという課長の説明なのですけれども、町民からすれば、結果的には町の借金がふえる。よく町長が、町の貯金である財政調整基金をここまでふやしましたとか、このぐらいありますという言い方をしていますけれども、町民はそこは理解するかもしれませんが、まだ借金は残っている。今回借金が、この表面上の金額と言っただけなんですけれども、1億4,000万円ほどふえるわけですよね。実質は、財政調整基金が、いわゆる貯金が残っているけれども、借金がふえたわけですから、町の正味財産というのは減っているわけですよね。その辺、町民にどう説明するかなのです。今までのように貯金が残っていますよ、頑張っていますよと言っただけでも、借金そのものは残っている。そして、今回少しはふえるわけですから、町の本当の正味財産というのは減るわけですから、今後町民に言うときに、その辺の方も誤解のないようにすべきではないかと思うのですけれども、この2点です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 1点目は起債の仕組みだっただけだと思います。

まず、町が起こす起債はどんなものでもできるというものではありません。特に代表的なのは建設事業、いわゆる町の財産となるような事業、これについて、町の資金だけで間に合わない場合については借金を起こすことができるということになります。いろんな指数がありまして、今のところ16.2だったでしょうか。まだ健全な数字のうちですので、特に許可制ではなく、届け出となります。これについては、当然国の方に起債の届け出をした中で、借り受け先を、これは国の方から指定してきます。大抵は補助事業がかかわってきますので。それが政府系であれば、どここの公庫という指定がありますし、あと民間を使ってくださいと。政府系だけではなくて、民間の方もこの起債が大きな収入源になりますので、その分が割り当てがきます。民間、いわゆる一般金融機関を使っている場合については、町が一番利子の安いところと契約といいますか、任せるといふふうになります。入札使用になるかと思えます。それが起債のやり方です。

もう一つ、今回教育費の方で起債をかけたことによって、借金がふえたということなのですが、これは考え方にもよるのですけれども、これまでも柴田町では5,000万円ずつ教育費の建てかえのための積み立てをやってきました。簡単に言えば、あと20年積み立てすれば、20年後に改築できるのですが、そこまで待っていいのかという政治的な、行政的な判断があります。確かに借金は抱えることになります。お金、いわゆる現金は減ることになります。財産という観点から見れば、学校という財産がふえたことになります。その辺で利子の当然マイナ

スはあるのですけれども、その意味で先にさまざまな基盤、インフラ設備を住民の方に利用を早くして、残りは借金は後に残しても、特に教育施設なんていう場合については、いいのではないかという理解が得られているのだらうと思っております。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありませんか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。68ページの議会費から79ページの民生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。14番星 吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 70ページの交流ひろばの件についてちょっとお伺いします。

交流ひろば、いわゆるマックスバリュのところに空きスペースがあるからということで、町に貸すからというところで話に乗ってきているわけではありますが、考え方といたしまして、町長が言っているコンパクトシティ、そんな位置づけから考えると、外に出すのではなくて、例えば駅コミュニティー、船岡も槻木もあるものですから、その辺に位置づけして考えるべきでないかと私は常々思っているのです。

町長は、槻木の場合は駅周辺を一つの核としたいと。コンパクトですから、外に出すのではなくて、中に入れる、このまちづくりがコンパクトの位置づけだと私は思っているのです。それなのに、また外に出すとか、出ていくような、そういう姿勢ではなくて、例えば船岡駅前だって同じように、あそこに人を集めるのだ、槻木は槻木で集まる場所がないから、槻木駅前あたりに人を集めるのだという位置づけのもとに、この交流ひろばをつくるべきではないかと私は思っているのですが、その辺でちょっと聞きたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） おっしゃるとおりです。交流ひろばは、町の一番利用しやすいところに設置ということかもしれませんが、今回のこの交流ひろばのいきさつがちょっとございまして、実は民間から施設の提供ということが言われました。こういう民間が柴田町のまちづくりに積極的にかかわってくれるという行為をやっぱり受けとめる必要があるんだらうと考えていたという点がございまして。

それから、イオンリテールに関しては、実は別な案件が私の方にありまして、町に協力するというときに申し出を受けないと、実はこちらの方でまちづくりに、そのイオンリテール関係の事業がもしかかわることになれば、お願いしなければならないということも私の頭にちょっ

と入っていたものですから、今回は交流ひろばの位置の問題というよりは、まちづくり全体の問題として、この交流ひろばをマックスバリュの一角に整備したいという考えがございましたので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

交流ひろばそのもの、余計な部分を取り払って、交流ひろばということでは、やはり槻木駅にも将来つくっていくような努力はしていかなければならないと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに、再質問ですか、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） この交流ひろば、今回は無料という格好で話がありますが、来年からはどのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答え申し上げたいと思います。

今回、この補正予算でお願いしておいた案件は、今町長が申し上げたとおり、イオンリテールからテナントの提供を受けました。これはあくまでも地域貢献というイオン側のお話でございまして、町の方でもそういったところを活用し、これから協働のまちということを再三申し上げているのですけれども、場所がない、活動するところがなければ、なかなか難しいということで、当方としてもそういう集客力の高いところに人の集まりやすい環境をつくりつつ進めていきたいという観点で、今回の部分については、70ページにおのおの必要経費を措置させていただきましたけれども、今回は1月から3月分ということで、あくまでも環境の部分がメインになってございます。それらの必要経費としてお願い申し上げているという状況でございまして、今後これを機に活動を活発化していきたいという考え方で……。

○議長（我妻弘国君） 課長、問われているのは金額です。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） あっ、済みません、大変失礼しました。

来年は、総額でおおむね400万円ぐらいと見込んでいます。ただ、このまちづくりについてのこういう関係の中で……。あっ、済みません、大変申しわけありませんでした。

来年の賃借料なのですけれども、イオンは平成23年3月31日まで、今の段階では無料だということをお話をされています。実際の1年後の賃借料については、今後、この予算を認めていただいた後に契約行為ということを考えているのですけれども、イオンから正式な単価のご提示はございません。ただ、周辺のテナントは幾らで借りているかという、ちょっと情報はあるのですけれども、それも当方の方ではその金額はまだイオンから直接聞いているわけでもございませんので、その部分については交渉していきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） 考えるときに、無論そういう場所があるからというのではなくて、せっかくつくった駅のコミュニティーを使うべきだと私は思っているのです。なぜああいうものを空き家にしていて、また金をかけて、入るのだからということの基本が全然私はわからない。です。やっぱり本気になって考えた場合、町長と同じですが、コンパクト、コンパクトと言っているのですから、中に入れるような施策をしなければ、私はだめだと思っているのです。

例えば、今いろんな格好で外に出すのではなくて、外にあるものを中に入れる。中に入れるから、これから高齢化社会になったときに、自転車で行ける、歩いていけるようなまちづくりをしていくのだということが、私はコンパクトシティの根本だと思っているのです。町長は外に出して、あそこそこそこをつくろう、そこに核をつくろうという発想は、私ほうそだと思えます。ですので、もっと中に入れるような施策を私はすべきだと思っておりますので、ちょっと話を聞きたいと思えます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 確かに中という発想があるのですが、柴田町の場合は、中は今槻木、船岡、それから大沼通線、新栄通線の付近ですね。それから、北船岡の周辺を核としておりますけれども、そこだけではないのです。やっぱり農村部とのネットワークというのも考えておりますし、最後の新市街地開発としては、阿武隈急行の東船岡駅、あそこまでは市街地の中で、その中でコンパクト化を図っていこうという考え方でございます。ですから、このまちのつくり方と、考え方の違いがあるのではないかなと思っております。

今回のまちづくり交流ひろばにつきましては、先ほど申しましたように、みんなでまちをつくるという一つのコンパクトシティの考え方なのです。商業施設の方からわざわざ町の方に協力して、スペースを無償で貸して、一緒に柴田町に協力していくという姿勢があったわけです。初めに空き店舗があって、町が貸してくださいと言ったわけではありません。ぜひここを使って、町を元気にしていただく、そのコンパクトシティに合った形で人が集まるように、どうぞお使いくださいと。内装につきましても、ほとんどイオンリテールの方でやっていただくということでございましたので、こういう単なる商業施設ではなくて、町に協力するという姿勢、これが大きなコンパクトシティにはこれから必要だという考え方に立っております。

実は、先ほど言いましたように、この背景には、別な拠点の再開発に大きな影響を及ぼす案件が控えておりましたので、ここで申し出を断るようなことがあれば、逆に別な面で私のまちづくり、コンパクトシティの一角が崩れてしまうという思いがありました。それで、賃貸料は無償、施設もイオンリテールがやってくれるということで、平成23年度は無料なので、平成24

年度以降は、この交流広場をもっともっと人が出入りするようになれば、イオンリテールの方でも無償ということの交渉はできるのではないかなと。ぜひ人が集まって、機能させて、イオンリテールに認めていただいて、無償で貸しても、ここがイオンリテールの社会貢献につながっていると。それが柴田町のコンパクトシティに、イオンリテールもかかわっているのだというような思いをしていただければ、無償の継続というのもあり得るのではないかな。これは交渉事ですからわかりませんが、そういうふうに行きたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに、12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 今の件についてなんですけれども、町長はいろいろ答弁しましたけれども、私からすれば、イオンはなかなか空き店舗が埋まらない。なかなかテナントが確保できない。やはり最後は自分たちのことを考えて、町に無償提供しますと言って、あそこを埋めてもらう。そして、自分たちの集客力にもなるわけですね。町の交流ひろばだからということで町民が行くわけで、私は商業意識の方、自分たちの利益のためになるということをやっているのだと思いますよ。町長がいろいろ、町のために貢献してくれるという答弁をしていますが、私は最後の意向というのはそういうことだと思います。

問題なのは、問題といいますか、町民、特に商店街関係の方とか、船岡でも、槻木でも、では柴田町は我々のために何をしてくれるんだと。今回のこのイオンとの関係で言えば、イオンのためになるだけになっているのではないかと。我々のために、では町は何をしてくれるんだと。我々議員だって、商店街の活性化について、仙台市とか石巻市のような、空き店舗を利用した活性化、柴田町ができないのですかとか、私とかほかの議員も質問したと思います。何だかんだ財政難だから、柴田町はできませんというのが、私はこれまでの答弁だと思います。それが、無償でイオンというような大企業ですね。大手企業が貸してくれるから、そしてほかの重要な案件にも絡むから借りましょう、やりましょうと。ここに商工業の方がいたらどう思いますか。商店街の方とか。まずこれが1点です。もう一度その点をお伺いしたいということです。

それから、結局町としては、こういう交流ひろばというのを、ですから、もっと町の中、さつき星 吉郎議員が言ったように、町民がもっと歩いてでも行けるような、そういう場所につくろうというふう考えたことがないのか、これが2点目です。

それから3点目、きょうの最後の方のまちづくり基本条例にちょっと絡んでしまうのですが、あの中にまちづくり推進センターという条文が出てきますけれども、私はこの交流ひろばの説明を受けたときに、このまちづくり推進センターを先取りするのかなと思ったんで

す。財政難の町ですから、改めてまちづくり推進センターというのを、この場所を確保して、場所代を払うのは大変だと。ちょうどここにイオンから交流ひろばを無料で提供しますよと。では、これは先取りだと。これで一、二年やっておいて、まちづくり基本条例可決、あとまちづくり推進センターも個別の条例が必要となっていますから、その条例が可決されたら、交流ひろばをまちづくり推進センターに衣がえというか、そこまで先取りということを考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、自分の企業の利益だけでショッピングセンターはやっていけません。この間、イオンリテールの支社長とお話をしましたけれども、やっぱり企業も地域のまちづくりに貢献していかないと、大型ショッピングセンターも生き残れないと。だから、一緒にやりましょうという考え方でございました。

もう一つの今抱えている案件も、実は柴田町が、いらっしゃいますのではっきり申し上げますと、サンコアの件なのですが、サンコアの件も、柴田の町にとって、あそこがなくなったら大変なことになるということで、町がイオンリテールの岡田社長あてに、私が直接面会を申し込んで、それはちょっと実現しなかったのですが、そのようにサンコアを残さなくてはならないということが、まず背景にございました。そのときに、同じ運営会社のイオンリテールが、せっかく町に対する提案をしてきたときに、それは商業施設なので、もうけ主義なので、町はかかわるべきではないというお話を断ったら、今度私が残ってくださいと。ぜひサンコアからジャスコを引き受けてくださいと言えますか。そういうことも考えていたということをご理解いただきたいと思います。

商店街に空き店舗がございます。そういうところを埋めたいというのであれば、これは応援することはやぶさかではございません。ですけれども、商店街の方からは、自分たちで何をやってくれるかというのが今ありません。いる人もいますけれども、今はこうしてくださいと提案型に変わってきております。町が何かやってほしいなんていう考え方は、大分私は改善されてきて、一緒にやりましょうという雰囲気になってきたと。今までのように、何でも町がという考え方は、よくよくみんなお話を聞くと、変わってきております。

それで、今回実は、プレミアム付商品券というのも、これは町がやろうとしたのではありません。商工会がみずから、こういうことをしたら地域が活性化するのではないのでしょうかという提案を受けまして、お互いに商工会が500万円、我々が1,500万円を出して協働でやってきました。それから、観光物産協会もそうです。一緒にやりましょうということでやってきました。

た。それから、ことは中止になりましたけれども、昨年からは商工会が実行委員会の核となって、産業フェアというのもやってきました。そこに町も応援しています。

そういうふうに、今柴田町は確かにまちづくりをやってほしいという気持ちは根底にあるかもしれませんが、一緒にやりましょうというムードに変わってきております。ですから、今回の交流ひろばがもしそこにできたとしても、町は何もやってくれないという考え方は、私はないと言ってもいいぐらいに、そういう協働の精神が息づいてきているのではないのかなと考えているところでございます。

ですから、我々に何をやってくれるかという考え方は、もう捨ててほしいと。自分たちでやろうと。そのための住民自治によるまちづくり基本条例なんですね。これにつきましては、いろいろご意見をいただいたようなので、ぜひとも舟山議員も一生懸命提案をされて、その修正案が今回出されますので期待をしておりますけれども、自分で修正されたものですから、その対応に期待をしているところでございます。

ただ、将来、まちづくり推進センター、これにつきましては、やはり場所につきましては、まず条例が通っていかないとお答えはできないのではないかと考えております。ですから、この交流ひろばをまずはみんなが利用しやすい、そしていろいろ佐久間議員からも一般質問であったように、まちづくりの提案をみんなで盛り上げて生かしていく。そういう交流の場、いろんなアイデアが出る場に、まずはしていくことが前提ではないかなと今考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、はい、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） まず最初に議長に、きょうの最後ぐらいの議案について関連して質問したこっちが悪いのかわかりませんが、執行部側の方が議員の賛成、反対について期待する、どうかという発言は、正直言って議事録からは抹消してもらいたいと思います。傍聴者がいて、結局舟山議員、修正案を自分でやったのに反対した、何だというふうになっているかもわかりませんので、採決について私が拘束されますので、申しわけないですけども、今の町長のその部分の発言については抹消してもらいたいと思います。議事録からですね。議事録というより、発言を取り消す……。

○議長（我妻弘国君） 舟山議員、ちょっとそこまでの考え方が必要かどうかということで、ちょっと暫時休憩させてください。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

一番最初に、舟山議員が推進センターの件で、これはまちづくり条例の中に出てくる問題の先取りではないかという話から進展したもので、その質問がなければ、ここまでは、そういう考えまではいかないと私は考えているのですけれども。

○12番（舟山 彰君） 私がそこまで言ったって、ほかの議員が思っているかもしれないけれども、かといって、採決を受ける方の立場の町長、町の執行部が議員に対して、「あんたらが修正したのだから、それに賛成することを期待しますよ」と言うこと自体が、その採決のときに私の態度を拘束しているのに近いのではないですか。そうでもないですか。今までこういうことかありましたか。町長の方が、「採決のときに議員、賛成することを期待していますよ」と言いますか、ここで。議長の常識、事務局長の判断はどうですか。

○議長（我妻弘国君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 結果論として、やはり商店街の方々、町長の発言では、積極的にこっからどういうことをしてくれというのがないよということ、私もいろんな方とおつき合いしていて、なかなか商店街、後継者がいないとかで、なかなか今の社長さん方とかも、本当はこういうことをやりたいと考えていることがあるはずなのだけれども、やっぱりお金を借りて長期間で返すのが大変だとか、そういったところから、なかなか普段自分が思っているアイデアとかを出せないでいるというのが私は実情だと思います。

そういう中で、結果論として、結局このイオンの方、イオンタウンが集客力が高まる。企業がそういうことも考えているというのも、何も私は異存はありません。結果的に、イオンの方にもっとお客さんが行って、商店街の方が寂れたら、町の責任者としてどう思いますか。商工業者の人もいろいろやりたいというのは間違いないのです。町長とかは、よく町民の方から盛り上げないとだめだというけれども、盛り上げようにも、最初のスタートがなかなかできない。だからこそ、町が財政難の中でも、それを少しでも出発させようとか、私はその気持ちが欲しいと思います。町民の方から盛り上がってこないことには、町が手伝わないみたいな発言

にとれますので、スタートを最初少しでもさせる、何か少しでも手伝うという、私はそういう気持ちの方が大事だと思うのです。これは町長に限らず、担当課だと思いますけれども。この点だけ最後お聞きします。

さっきのは、私の方は議事録に残るでしょうから。

○議長（我妻弘国君） 発言に注意してください。

町長、答弁をお願いします。

○町長（滝口 茂君） 今までのように、役場が何でもやってくれるという姿勢は、今の時代にそぐわないというお話をさせていただきました。自分たちのやりたいこと、さっき言った小さな考えでもいいから、提案を出してほしい。その芽が出てきて、柴田町はプレミアム商品券とかいろいろやっております。今回も議会にエコポイントの関係でも出ております。ですから、やっぱりやる気が私は最初だろうと。もちろんやる気の出るように柴田町は全体として、住民自治によるまちづくり基本条例というのを制定して、みんなでやりましょうという、私ども個別の案件というよりも、全体の雰囲気づくりをやってきて、その芽が出ているということなのです。もし柴田町に言いにくいというのであれば、実は私の方から出向いて、今回は商店街訪問をさせていただいております。ですが、聞いていると、何もやっていなくてと聞こえるものですから、いつもここで反論させていただいているのです。個別、個別のやつは確かにできませんけれども、町としてはそういう考え方を受け入れますよと。その一つで、今回も交流ひろばというのに積極的にご意見をいただいて、また電話でも構わないのです。そういうことを引っ張り出そうと。そうでないと、町は元気にならないということなのです。

町に言っても、お金がないという話は確かに一時期ありました。ですけれども、平成21年度、ことしからはきちっとお金をつけて、前向きに事業展開をやっているわけですから、100億円のお金を使っていますので、最近はお金がないとは言っておりません。100億円を使っただけで、今回は112億円ですけれども、やっておりますので、どうかアイデアがありましたらお寄せいただいて、一緒に考えていかないと、予算は限られておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

それで、来年度もオープンガーデンという考え方で、町全体で歩けるような企画もして、予算を提案しておりますので、とにかく町全体を盛り上げた中で交流人口をふやして、地域の経済の活性化に結びつけていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑、6番佐々木守君。

○6番（佐々木守君） 今の交流ひろばの件について提案をさせてもらいたいと思うのですけれど

も、先ほどから議論を聞いているのですけれども、ただ集まってサロン風にやるのであれば、船岡駅でも槻木駅でも部屋があいているのだからいいのではないかという意見が出るのは当然だと思うのです。私は、やはりコンパクトシティ構想の中で、そういう町長の考えを実現するのだとするならば、あそこは商業ベースなのです。ですから、商業ベースでいろいろ物事を考えていかないと、やっぱり皆さん納得しないのではないかと思うのです。せつかく平成24年まで無料なのですから、2年間あります。これを事業化して、少なくとも交流の場として、家賃とかそういうものも全部自前で払えるように、町が負担しなくても済むような事業計画を進めていくように提案をさせてもらいたいと思うのです。どういうふうに今計画を立てているか、詳細がわかりませんが、そういう方向で進めれば、町の負担も軽くなるし、また町民の交流の場としても使っていけると。そのように思いまして、ちょっと提案させていただきました。

○議長（我妻弘国君） 答弁は要りませんね。

○6番（佐々木守君） もし、まちづくり推進課長の方で、今どういう計画でサロンを運営していくのか、ちょっと計画を説明していただければありがたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） お答えいたします。

確かに名称は交流ひろばということで、一つは、ギャラリースペースということで、当然まちづくりにおいては交流しなければいけないということとか、あと今町中でいろんな趣味の世界もあるのでしょうか、自分たちがつくったものを展示をしたいというご要望もあります。そういった方々も対象にしつつ、あるいはそういった活動団体の方々もおいでになりますので、まず展示をしていただいて、多くの方々に見ていただき、あと多くの方々から見ていただくことによって、また活動が活発化していく。文化面がございます。

それと、町側の情報提供スペースも必要でございますので、そういう町側のあらゆる情報もそこで提供申し上げていくというスペース。それから、サロンのもの。当然、中に入って、あるいはちょっとした話し合いをしたりとか、そういったサロンスペース等々も設けてございます。

あと、それらを行いまして、ではそういう活動団体なり、あるいは町のいろんな方々がそのサロンスペースばかりではなくて、若干今度活動の中に入れていきたいということになれば、多目的な会議の場ということで、今現在何時間もということは想定していませんけれども、そういう場。

それから、今いろんな活動団体の中で一番なのは、いろいろ資料をつくるんですけども、印刷とか何かというのは当然必要になります。今回はそういう方々もご利用いただける印刷機を考えてございます。ある程度の実費負担というものは当然考えておるわけですけども、用紙代とかというものは持参いただくということで、そういう住民の方々が、あるいは活動団体、個人、それからサークル、ボランティアの方々が自由に出入りができる。加えて、サロンの場も設けてございますので、そういった人の集まり。

それから、先ほど町長の方からも話があったんですけども、イオンとしては1年間無償ということはお話しいただいています。そういうものを組み合わせて、いろいろ活発化していくということになれば、当然イオンとしても、今後交渉の仕方になるのですけれども、そういう実績をつくって、何年もといますか、これは交渉の中に入ると思うのですけれども、無償期間を拡大できるように、今後取り組んでいきたいと考えていました。

あと、議員から今のご提案については、今後運営の中で活用させていただくところについては活用させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○6番（佐々木守君） サロンというけれども、何かいろんなイベントをやっつかないと、人が集まらないのですよね。ですから、その企画が一番大事だということを申し上げておきたいと思います。

それで、また提案ですけども、せっかく観光物産協会をつくったんです。ですから、これを活用して、将来観光物産協会に運営その他を委託するような考え方でいかれたらどうかと思うのです。ということは、地元の農産物でも構わないのですけれども、朝市とか、そういうのをやって、それで地元の農産物を売るとか、あるいはサロンをせっかくやるのですから、そこで喫茶と軽食、そういったものを販売して、それで少なくとも家賃ぐらいは自前で払えるような、平成24年から有償になるわけですから、そうすると町で商売を直接やるという問題があると思うのです。ですから、せっかくつくる社団法人の観光物産協会に委託をすれば、そういう将来展望を持った計画で提案してもらえれば、みんな納得するのではないかなと、このように思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 佐々木議員、ここは質疑です。提案は別なところでお願いします。

それと、先ほどから家賃の件ですけども、あれは来年1年だけ無償ということですから、平成24年からではなくて、平成23年から有償ということです。

○6番（佐々木守君） 平成23年に訂正させていただきます。

○議長（我妻弘国君） ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 何点か詳細説明を求めます。

72ページの目10交通防犯対策費の中の節11需用費、修繕料と、それから工事請負費の詳しい内容。

それから、77ページの児童福祉総務費の中に新型インフルエンザのことが出ていて、ここで聞いていいかどうかちょっと迷ったのですが、実際にはワクチン接種はどのぐらい済んでいるのか。先日も、実際には基礎疾患の人にも十分に行き渡っていないというような話も聞きましたが、町ではどのぐらい把握しているのでしょうか。

それから、78ページの児童館費の中の備品購入費で、昨日条例可決しました西住児童クラブのことが出ていますが、今どの辺まで進んでいるのでしょうか。使う部屋はどうなっているのか、何人ぐらい応募があるのか、お聞きします。

それから、82ページの商工費の中の……。

○議長（我妻弘国君） 済みません、79ページまでです。

○17番（白内恵美子君） はい、わかりました。以上です。

○議長（我妻弘国君） 最初の1点目、72ページ、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 72ページでございますが、防犯対策費の中で、今回需用費として修繕料50万円ということで計上させていただいております。これは防犯灯の修繕でございます。11月までの状況を見ますと、防犯灯が非常に玉切れが多くなってきているということで、11月現在では229件でございます。あと、用具の玉ばかりではなくて、玉を取りかえても、なかなか連動しないということがございまして、それらの器具の交換も含めまして229件ございまして、164万円ほど今まで支出してございます。今後、これから当然寒さも厳しく、凍結とか、機器も雨や雪なんか降ると、なかなか感知しにくくなるということもございまして、今後そういった蛍光灯関係で25件ほど見まして、それとあと機器の交換ということでお願いした状況です。

それから、節15工事請負費、交通安全施設新設改良工事280万円でございますが、これにつきましては、歳入でも交通安全特別交付金ということで250万円ほど計上させていただいたのですけれども、それに伴う措置でございまして、まず第1点は、カーブミラーでございます。これは3カ所予定させていただいております。3路線、3カ所ということでございます。

それから、ガードレールということで、実は船岡西13号線、やはり坂がございまして、部分的に車の通行がちょっと難しいということで、防護をする意味で、まずその箇所が1カ所。

それから、入間田10号線でございます。これはゆずが丘のわきのところなのですが、関根堀という堀が走ってございます。あそこは通学路になってございますが、今般道路改良といいますか、すぐに堀だということで、そのところにガードレールというものを計画させていただいてございます。

それから、交通安全の観点から、区画線が消えている箇所が多々出てまいっています。それらの措置といたしまして、土手内5号線、上名生23号線、本船迫11号線、松ヶ越4号線、葉坂24号線ということで6路線を計画させていただきました。

それから、道路灯ということで、通常交通安全灯ということなのですが、これも3カ所計画してございます。その一つは、船岡工業団地を抜けて、八入側にカーブで落ちていきます。一番奥のカーブ側が非常に凍結もありますし、暗いというご指摘をいただいていたございました。その中に、180ワットの大きなやつを、通行の安全という観点から、あそこの中に1カ所。それから、農免農道、ゆずが丘の入り口なのですけれども、そこの中でもやはり暗くて入り口がよくわからないということと、結構農免農道は交通量が多くなっているということで、その中に1カ所。それと、槻木179号線、これは松ヶ越の入り口なのですが、その中に1カ所ということで、計3カ所を措置させていただく予算を提出させていただきました。以上です。

○議長（我妻弘国君） インフルエンザの件、健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） インフルエンザの関係でございます。担当課の方から回答させていただきますが、11月頭に結構ピークが来まして、頭を打って、今は定点当たりでいきますと、1医療機関30人ぐらいということで、まだまだ警報ですね。レベルがなかなか下がってこないというのが実態です。ただ、11月に頭打っていますので、大分下がってきてはございます。落ちついてきているのかなということもありますが、まだまだ予断を許さない状況になっております。

実際、優先接種が始まったのが11月中旬になりますので、まだ町の方で接種の取りまとめをしておったのですが、まだ11月分、2週間分ということなので、概要だけちょっとお話ししておきたいと思います。

柴田郡内の医療機関で11月中に接種された方々、町内は11医療機関、町外2医療機関で、妊婦の方が合計で22名、基礎疾患の方が178名ということです。それから、柴田郡の医師会以外のところの分でございますが、9医療機関、妊婦が8名、基礎疾患が38名ということでございます。ということで、接種者の合計が246名しか、まだ町の方に助成等の申請では来てございません。これからふえてくるのかなと考えております。

○議長（我妻弘国君） 3点目、西住の児童クラブですか、これは子ども家庭課長、答弁を求めます。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） では、ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目が、たしか実施する場所はどこかというご質問もあったかと思えます。それにつきましては、生涯学習課関連の西住公民館の方と船岡生涯学習センターとの打ち合わせにもなるのですが、そちらと打ち合わせをしまして、主に和室を中心というふうを考えさせていただいております。打ち合わせをさせていただいております。当然、公民館のご利用の状況によりまして、その場所を移動するということになるかと思えますが、主として今の打ち合わせの中では和室と考えております。

あと、もう一つのご質問で、募集人員の見込みということがあったかと思えます。西住小学校の平成22年度4月の対象になる子供さん、1年生、2年生、3年生ということでは49名が見込まれます。前に、平成19年度にその西住小学校区の児童クラブの開設についてのアンケートをとらせていただいたときに、約半数の皆様が利用したいというお答えをいただいておりますことから推測すれば、半分ぐらいになるのかなと見込んでいるところでございます。

あと、募集につきましては、昨日条例の可決をいただきましたので、これからその準備で募集をかけるとなっておりますので、手続はそのように進んでおります。

あと、備品につきましてはのご質問があったかと思うのですが、主な備品の内容といたしましては、物置とか、あと下駄箱、大きいものとしましては音響施設を児童クラブ専用に設置したいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ございますか、はい、白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） インフルエンザワクチンを医療機関が入手するに当たって、かなり困難だったようには聞いているのですが、町の方ではどの程度の情報を得ていたのでしょうか。やはり何か基礎疾患分もやっとならぬというか、なかなか入ってきませんでしたというのをちょっと聞きましたので、どうだったのかをお聞きしておきます。

それから、西住児童クラブです。和室を中心にやるとなれば、子供たちの荷物を置く場所とか、そういうところをきちっと別に配置しなければ狭くなってしまうし、それから和室を利用する方にとっても、もちろん狭くなってしまうので、後で困らないように、和室のほかにももう少し、冬であれば温かくいられる場所というのを確保すべきだと思うのですが、冬場のことはどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。最初に健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） インフルエンザワクチンの関係ですが、まさしく多分報道とかされているとおり、なかなかワクチンが病院の方に渡っていないというのが実態でございます。そういうこともありまして、特に今回のインフルエンザについては、幼児、低学年がかかるといことなので、そういったことに配慮して、県の方も集団接種してくれということで要請がありまして、今1歳から小学校3年生、低学年までですね。柴田郡医師会がまとまって、4町まとまって、集団でワクチン接種を行っているということでございます。そういうことで、一番低学年、かかりやすいところを集中的に対策をとっていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 冬場の件と、あとは子供たちの物品の整理ということだったかと思うのですが、冬場につきましても、当然西住公民館の中の暖房は利用させていただくわけなのですが、それとは別に、備品で準備する中に、ホットカーペットとか、そういうものも、先ほど申し上げませんでした。そういう備品で対応を考えているところであります。夏につきましても、扇風機も同じように備品の中で考えているところであります。

荷物は、その備品の中にコンテナワゴンとか、あとスチール書庫というようなものも準備しまして、ホールの、これは館長とも打ち合わせをさせていただいたのですが、ホールの一角も利用させていただきまして、そういう置く場所を確保させていただきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） さっきのインフルエンザのことについてなんですけれども、たまたま予防注射をしてお医者さんの方に行ってきましたのですが、そうしたら薬がないという話だったのです。見通しはと言ったら、ほとんどわからないということなんですけれども、まず第一段階で国産のやつがあって、その後海外のやつが入ってくるから、その辺まで待てば、次のやつが予定通り行われるのでしょうかと聞いたら、お医者さんの方では、海外のやつは使いたくないということで、ではできませんねと言ったら、できないというふうに見た方がいいかもしれませぬという感想だったのです。

そうすると、あれは県の方が取りまとめをしているのかどうか、見通しはその辺全然ないのか、県がやっているからわからないということなのか、いつごろになったら何とかかなりそうだという見通しがあるのか、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） 今、インフルエンザのワクチンの関係ですが、今インフルエン

ザワクチン接種をしているのは優先接種でございます。ですから、11月から始まっているわけなのですが、医療従事者とか、例えば妊婦さんとか、基礎疾患を持っている方々。そういったことで順番に今インフルエンザワクチンを接種しているという状況です。そういう中で、一般の方はまだ優先接種対象者に入っておりませんので、19歳から64歳までの一般の人はまだ入っていないという状況の中で、幼児から高校生まで、それから65歳以上が優先接種でやっていると。

ただ、今まで2回でよかったのが、1回でいいということも出てきましたので、それでワクチンの方が見通しがついて、今2週間ぐらい前倒しをして、例えば小学校低学年、小学校高学年、そういった方々、前倒しで今始めるという内容です。それについても、国の方がワクチンを出荷して、県の方が整理をして、受託病院の方に順次出荷をしているという状況です。

先ほど白内議員からもお話がありましたように、そういった中で計画的には出しているのですが、なかなか思ったように、例えば電話した場合、すぐとれるのかと。予約した場合ですね。それでもとれないと。基礎疾患を持っている方でも、まだまだできていない人が多いというのが実態でございます。

計画どおり人数に応じてワクチンを出荷しているのにも関わらず、何で十分でないのかなというのが、ちょっと私方も、現場の方としてはまだちょっと把握し切れていない状況ですが、そういった内容でございます。

情報によりますと、中学校以上は1回でいいという形になりましたので、まずは国産のワクチンを使って、一般の健康成人の方も若干、高齢者の方とか、一般の健康な方も国産を若干使えるかなと。今までは国産は全く見通しがなかったのですが、若干使えるかなという状況になってきたと。そうでないと、あと間もなく海外のワクチンの治件が、多分検査が終わりますので、順次それらも今後入ってくるのかなという状況です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） それでは、議会費から民生費に対する質疑を終了します。

次に、79ページの衛生費から87ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） まず、82ページの商工振興費の補償補填及び賠償金というところで186

万7,000円、中小企業振興資金融資損失補償（平成17年度債務負担分）とありますけれども、町の中小企業向けの融資制度である中小企業振興資金ですね。まず確認したいのは、実務は商工会などが担当しているのでしょうか。町の課が担当しているのか、ここで言う損失補償となると、例えば商工会が回収努力したけれども、どうしても融資資金を回収できなかった平成17年度分がこの186万7,000円ということなのかですね。

それと、平成17年度債務負担分ということで186万7,000円とありますが、ではこの平成17年度、債務負担だから平成18年度になるかもしれませんが、実際に融資した資金というのが幾らぐらいでそのうちのこの186万7,000円、損失になった分が何%なのか。それから、これは毎年やっているいわば事業でしょうから、大体同じような割合で損失というのが発生しているのでしょうか。

最後にお聞きしたいのは、今議会ですと、観光協会解散で町が1,090万円債権放棄、それからサンコアの駐車場代が未納というか、滞納になっている分が1,900万円ということがありました。我々議員は、普段町税滞納とか、町営住宅の家賃が入らないとか、水道料金が滞納になっている、そういうことはよく聞き、頭にあるんですけども、町の債権だけでも、将来回収不納になりそうなもの、ないしは実際こういう不納になっているものということで、そういった実態、全体的な数というのを、代表監査委員とか、会計管理者とかですか、どのぐらい認識しているのでしょうか。こういうふうにな景気が長引いて、相手先が、特にこの中小企業関係でもいいです。どんどん損失がふえてくるという心配があると思いますけれども、その辺どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 中小企業振興資金ということで、毎年町の方で予算化しまして貸し付けしているわけですが、今回の損失補償につきましては、平成17年度に融資しました3件の企業が平成20年度に倒産したということで、回収できなくなったということでございますが、この資金につきましては、宮城県信用保証協会ということで、そちらで補償しながら、各民間金融機関から借り受けているということでございます。今回3件が倒産しましたので、残金ですね、残った8割につきましては、保険で対応になるということでございます。残りの保険で対応できなかった残額につきましては、残額の90%を町が補償するという形で、今回3件分で合計しまして186万7,000円ということでございます。

実際に、この振興資金を町の方で貸し付けている状況なのでございますけれども、柴田町の中小企業振興資金としましては、6,036万7,000円、34件、それぞれ貸し付けている現状でございます。

平成16年度4件、平成17年度が13件、平成18年度11件、平成19年度10件、平成20年度20件、平成21年度13件ということで、全部で平成17年度以外に合計しますと71件、1億3,000万円ほど貸し付けているということでございます。

確かにこういう景気が厳しいということで、貸し付けている企業等が、中小企業が倒産しますと、このように町の損失補償がふえてくるということは、今後も心配されるというところでございます。ただし、80%が保険対応できるということですので、融資枠からいけば、町が手出しする額はそれほど大きくないのかなと思っております。

昨今の景気の悪化で、今回は平成17年度に貸し付けて平成20年度に倒産した3件ということで、毎年発生しているということではございません。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 町が負う債権、一番は租税債権、税金から始まりまして、さまざまな使用料、給食費、あと細かいものですと奨学金みたいなやつもあります。そのそれぞれについて、完全納付、完全に受けられるというわけではなくて、ある程度の未納というのも現実的に発生しています。ただ、それぞれで未納額とかについては決算で報告しておりますが、その予見性まで含めてまとめているものは、今手元というか、ありません。こういう時代に入りましたので、ある程度財政側として大きな金額ではとらえるのですが、それぞれごとの予見性については、なかなかまとめられないというのが実情です。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この中小企業振興資金というのは町の融資制度なのですが、必ず保証人が必要だとか、そしてどうしても保証人がつけられないという場合に、県の信用保証協会の保証つきというふうにしているのでしょうか。それで、今宮城県の信用保証協会の保証料というのは幾らになっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 保証料等につきましては、手元に資料がございませんので、後でよろしいですか。

○議長（我妻弘国君） では、後ほど。

ほかに質疑ありませんか。6番佐々木守君。

○6番（佐々木守君） ページ数、82ページです。観光物産振興事業の中で、観光物産の振興委託料338万6,000円なのですけれども、これは今年度分だけということでしょうか。それと、もし委託料の内訳がわかれば、ご説明いただきたい。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。
- 地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 観光物産振興の委託料ということで今回補正をお願いするわけですが、当初この事業はふるさと雇用再生特別交付金ということで、県の方から基金を利用して委託するものなのですが、今回県の枠がもっとあるということで追加の内示がありまして、それを利用して今回補正するものです。中身につきましては、人件費がほとんどで、新しく雇用するという人件費と、今回は4月の桜まつりに向けたポストカードの作成とか、それからポスターの作成、それからホームページの作成ですね。物産協会のホームページの作成委託等ということで、ほとんどが人件費ということで、6割程度は人件費で、4割程度が今お話ししたような事業を委託するということになります。詳細については、今手持ちございませんので、6割程度が人件費で、あとは今お話ししたような製作費等になるということをご理解いただきたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 6番（佐々木守君） 今、県からの補助金ということなのですが、では来年度の計画まで、今入っているということなのですが、平成22年度は大体どれぐらい県からの交付金が得られるという計算をしているのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。
- 地域産業振興課長（加藤嘉昭君） ふるさと創生事業としましては、現在観光物産振興のほかに、子育てサポート支援、それから里山ハイキングコース設定、図書館整備事業、それから収蔵品管理システム構築事業、介護予防ケアマネジメント体制の強化支援事業ということで、それ全体で今回県の方から枠の拡大ということで、平成23年度まで1億2,000万円ほど県の方から内示をいただいているということで、観光物産振興につきましては、平成22年度2,600万円、平成23年度も2,600万円程度観光物産振興ということで協会の方に委託したいと考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 6番（佐々木守君） 観光協会から観光物産協会に社団法人になったわけなんですけれども、初年度はなかなか運営が大変なのだろうと思うのです。町としては、平成22年度のイベント、常時計画ですね。どの程度のものを考えているのかお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。
- 地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 11月に発足しまして、今年度につきましては、3月まで決算になるわけなのですが、来年度に向けて、2月あたりにいろいろ理事なり、会員の皆さん

からいろいろご意見をいただいて、平成22年度のイベント等関係ですか、考えたいと思っておりますけれども、今考えられる例でお話ししている中では、まだ決定ではございませんけれども、今考えているのは、まず一つは、太陽の村、あいている土地を利用して、熟年世代を対象にした野菜の土づくりから集荷までですか、収穫までの家庭菜園の講座を開こうということで考えております。それから、太陽の村を起点にしまして、槻木方面を中心にしたハイキングですか、ウォーキングということで、これも募集しながら、太陽の村から槻木の方の台の方まで名所旧跡をめぐりながら、自然に親しむという講座も考えたいと。

それから、一般質問でもお話ししましたように、来年の今ごろですか、冬に城址公園の山頂をイルミネーションで飾りまして、スロープカーを運行しながら、冬の風物詩にしたいということも考えております。

それから、観光物産振興のために、町民の方々がどういう方向性で取り組んだらいいかということで、イベントではないのですけれども、アンケート調査を実施したいということで考えております。

それから、先ほど交流ひろばの話もありましたけれども、ああいう場所を使って、母の日の前にカーネーションの鉢物の即売とか、それから2月のクリスマスローズという花があるのですけれども、そういう花の即売会ですか。そういうものを物産協会としてやりたいということで、今いろいろ考えているところでございます。詳細につきましては、2月あたりに事業計画をつくる際に、予算と整合性をとりながら、3月までには決定したいと思っております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 82ページの商工振興費の節19負担金補助及び交付金のところで、企業立地緑地推進助成金マイナス100万円。

それから、その一番下のページ、一番下の工事請負費の船岡城址公園駐車場整備工事の詳細説明をお願いします。

それから、83ページの土木費の目1土木総務費の委託料、木造住宅耐震診断助成事業委託料、何軒ぐらいでしょうか。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（加藤嘉昭君） 企業立地緑地推進助成金100万円減額なわけですけれども、当初企業立地促進条例に基づきまして、新しく事業を開始した会社に、緑地化した場合に100万円相当を補助しようということで予算化していたわけですけれども、その予定していた会社が、なかなかこういう景気状況で、当初会社の周辺に緑地化しようということでいたわけ

ですけれども、緑地の整備がこういう状況でできないということで、助成金を100万円措置していたわけですが、それを今回やらないということで減額するというごさいます。

それから、工事請負費780万円ですが、船岡城址公園東駐車場整備工事ということで、現在郷土館の向かい側にある駐車場の城址公園側ですね。今半分ぐらい水田耕作しております、半分が休耕になっているということで、面積が約8,000平方メートルございます。8反歩ですか。8,000平方メートルを借り受けしまして、来年の花見の時期に間に合うように整地工事なりを行うということで考えております。

利用につきましては、駐車場だけではなくて、1年間借り受けるということで、グラウンドゴルフなりイベント開催ということで、いろんな多様的に使うということで整備するということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） 当初、20件予定しておりましたが、9月に県の方で独自の補助制度といいますか、促進させるために、今回事業促進を図るということで、9月定例会で措置されたことを受けて、本町においては11月15日に一部4地域を指定して、実はローラー作戦を実施いたしました。その結果、予定した20件以上の応募が予想されるということから、今回18件分をプラスさせていただいたということで、計38件になります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 次に、87ページの教育費から94ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 87ページの、最初に消防費の委託料マイナス207万1,000円、洪水ハザードマップ作成業務委託料、その下が工事請負費ですか。これもマイナスで、野外拡声装置設置工事とありますけれども、この前、11月、私ども総務委員会が福井県の勝山市を視察しまして……。

○議長（我妻弘国君） ごめんなさい、衛生費の79ページから87ページの消防費まで前にやっているのです。終わっているのです。ごめんなさい。

○12番（舟山 彰君） この87ページの方は終わっているということですか。

○議長（我妻弘国君） 終わっているの。

○12番（舟山 彰君） では、88ページはいいんですか。

○議長（我妻弘国君） 教育費からです。

○12番（舟山 彰君） では、88ページの幼稚園就園奨励費補助というマイナス566万4,000円ですか、これについてちょっと詳細を教えてくださいというのも、我々議会懇談会でことしのテーマが子育てしやすいまちづくりということだったものですから、この幼稚園就園奨励費補助がこの時点でどうしてマイナス566万4,000円になったか、その経過説明等をお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小池洋一君） 幼稚園就園奨励費補助の減額ですが、当初予算作成時点で、国から提示されました補助単価より、決定された補助単価が減額になったということと、補助対象となる園児数が、当初253名を見込んでおりましたが、決定は243名ということで10名ほど減になったことによるものです。

特に兄弟が幼稚園、または小学校の低学年にいる場合、第1子の保護者の負担割合を1とした場合、第2子以降の保護者負担割合を、保育所における負担割合と同水準の第2子が0.5、第3子が0まで引き下げるとしていたのが、実際には下がらなかったということで、補助額で第1子で600円から1,500円、第2子で5万7,000円から9万2,000円の減額となったために、今回減額補正を行うものでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号、平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第3 議案第17号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第17号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第17号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、療養給付費等負担金の確定及び前期高齢者交付金、保険基盤安定繰入金の確定見込みによるものでございます。

歳入につきましては、過年度分療養給付費等負担金、保険基盤安定繰入金の増額、前期高齢者交付金の減額、それに伴う国保財政調整基金繰入等により4,281万6,000円を増額し、補正後の予算総額は36億7,668万2,000円となりました。

歳出としましては、高額療養費、療養費等に同額の補正を計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、議案第17号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細説明をいたします。

議案書99ページをお開きください。

提案理由につきましては町長が説明いたしましたが、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,668万2,000円とするものでございます。

101ページをお開きください。

債務負担の追加でございます。ここに記載しております3件とも4月からの業務遂行に必要な委託を3月までに契約をするための債務負担となります。

103ページをお開きください。

歳入になります。

款3、項1、目1療養給付費等負担金、節2の過年度分1,286万9,000円は、平成20年度分の療養給付費等負担金の精算による追加交付見込みによるものです。

款3、項2、目1財政調整交付金、節2特別調整交付金3万円は、高額療養費特別支給金の支給に要する費用として交付されるものです。

款5、項1、目1前期高齢者交付金現年度分1億7,381万7,000円の減額は、平成21年度前期高齢者交付金の確定見込みによる減額補正となります。普通、当初予算の積算では、前々年度の決算額を考慮して算出いたしますが、この制度が平成20年度からのため、平成20年度当初予算の5%減で積算しておりましたが、このことにより大きな減額の補正となりました。

款6、項2、目2乳幼児医療費補助金66万2,000円は、県からの補助金で乳幼児医療費助成事業運営強化補助金の確定見込みによるものです。

104ページをお願いいたします。

款9、項1、目1一般会計繰入金、節1の保険基盤安定繰入金887万円は、一般会計でも説明されましたが、国県支出金と町支出分の保険税軽減相当分739万1,000円と、保険者支援分147万9,000円を一般会計から繰り入れをするものです。

款9、項2、目1財政調整基金繰入金1億9,424万2,000円は、前期高齢者交付金の大幅な歳入減と、歳出における一般被保険者分の高額療養費等の増額見込みにより、その分を財政調整基金から繰り入れを行うものです。繰り入れ後の基金残高は5,164万5,252円となります。

105ページになります。歳出です。

款2、項1、目3一般被保険者療養費309万4,000円は、療養費の支出見込み額の変更による補正となります。

款2、項2、目1一般被保険者高額療養費3,969万2,000円は、当初見込み額を前年度当初の5%減で見込んでおりましたが、高額療養費の伸びが大きいための補正となるものです。

款11、項3、目1高額療養費特別支給金3万円は、歳入でも説明いたしました特別調整交付金を高額療養費特別支給金として措置するものです。9月にも補正させていただきましたが、月おくれで申請があった分を今回補正するものでございます。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第18号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第18号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、社会保険診療報酬支払基金医療費交付金の交付決定に伴い、一般会計からの医療給付費分繰り入れを財源組み替えにより減額するものであります。

歳入につきましては、医療費交付分の増額、一般会計繰入金金の減額であり、同額増減のため、予算総額には変更ありません。

歳出の補正はございません。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） 議案第18号平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算の詳細説明をいたします。

議案書107ページをお開きください。

今回の補正は、町長が提案理由で申し上げたとおり、歳入財源の組み替えによる補正だけで、歳出予算には変更ございません。

111ページをお開きください。

歳入となります。款1、項1、目1一般会計繰入金19万3,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの医療費交付金決定に伴い、医療給付費分繰り入れを財源組み替えにより減額するものです。

款4、項1、目1医療費交付金19万3,000円は、平成21年度概算交付額決定によるものです。

以上で詳細説明といたします。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、平成21年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第19号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第19号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額補正、公的資金借換債の増額補正であります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正と、汚水管理費の負担金の減額、公共下水道建設費の工事請負費の増額、公債費元金の増額でございます。

また、新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を追加する補正と、公的資金借換

債の増額に伴う地方債の追加の補正でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ3億5,940万2,000円を増額補正し、補正後の総額を19億7,793万5,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、111ページになります。議案第19号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細を申し上げます。

まず第1条であります、「歳入歳出予算の補正」であります。歳入歳出総額にそれぞれ3億5,940万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億7,793万5,000円とするものであります。

第2条であります、「債務負担行為の補正」、それから第3条は「地方債の補正」ということになります。

113ページをお願いします。

113ページは、第2表、「債務負担行為の補正」であります。追加1件をお願いしております。下水道受益者負担金電子計算処理業務委託料、期間は単年度、平成22年度です。限度額は58万5,000円。これにつきましては、新年度に継続して行う下水道受益者負担金に係る業務委託の契約締結を行うため、債務負担行為の追加となるものであります。

次のページをお願いします。

第3表、「地方債の補正」であります。追加1件をお願いしております。公的資金借換債、限度額3億5,960万円であります。今回は5%から6%以内の6件の借り換えを行うものであります。利子の軽減を図るものであります。

116ページをお願いします。

歳入であります、款4、項1、目1他会計繰入金19万8,000円の減額補正であります、これにつきましては、一般会計からの繰入金であります。

それから、款7、項1、目3公的資金借換債3億5,960万円の増額であります、これにつきましては、6件の借り換えを予定しております。

次に、3の歳出であります、款1、項1、目1一般管理費9万9,000円の減額であります、節2給料、それから節3職員手当等、節4共済費、これにつきましては、人事院勧告による増減であります、節3の職員手当等の中に時間外勤務手当16万6,000円を計上してござい

す。

それから、節12役務費、それから節27公課費、おのこの減額補正であります。これにつきましては、新しい公用車を4年リースで契約をしておりますので、それに伴う減額となるものであります。

目2汚水管理費519万円の減額補正であります。節11、10万円の増額です。印刷製本費であります。これについてはパンフレットを印刷予定であります。

それから、節19負担金補助及び交付金529万円の減額であります。阿武隈川下流域下水道維持管理負担金512万4,000円、それから公共下水道相互利用負担金減額16万6,000円です。今回阿武隈川下流域下水道維持管理負担金の料金改定がありまして、平成21年度から平成23年度、3カ年の単価が45円から42.1円による減額補正であります。

同様に、大河原町への相互利用負担金も45円から42.1円となり、減額を行うものであります。最終的にはまだ負担金の額といえますか、汚水の処理量がまだ固まっていませんので、今回は50%ほど減額ということで計上しております。

款2、項1、目1公共下水道建設費482万8,000円の増額であります。これにつきましては、節2給料、それから節3職員手当等、それから節4共済費、これは人事院勧告による減額補正であります。

節15工事請負費500万円の増額であります。汚水枝線舗装復旧工事、これにつきましては、下水道事業、工事年度については仮復旧を行いまして、1年後に本復旧をするということで実施しているわけですが、現場状況によりまして、実際舗装の下水道を入れた幅だけではなくて、片側全面舗装あるいは全幅舗装ということが、現場の状況によりまして復旧せざるを得ないということに現場が見受けられますので、今回増額をお願いするものであります。

それから、四日市場地区の汚水枝線工事、これにつきましては、稲荷山用水路の横断箇所、2カ所実は見ていましたけれども、稲荷山の縦断と、それから既存の下水道の勾配の関係で、横断箇所が4カ所となるということで今回の補正を行うものであります。

それから、款4、項1、目1、元金であります。3億9,086万3,000円の増額であります。これにつきましては、借換債によるもので6件を予定しております。最終的には平成19年度から繰り上げを行ってしまして、トータル金額が13億7,600万円ほどの借り換えを行います。全体の利子軽減が大体3億円近くということで見込んでおります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号、平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第20号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第20号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成21年度上半期実績による補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、平成21年度介護保険料の増額と介護従事者処遇改善臨時特例基金に利子が生じたための補正であります。

歳出につきましては、総務費、地域支援事業内の予算の組み替えを行い、保険給付費は実績に基づく増額補正でございます。

これにより歳入歳出それぞれ322万5,000円の増額補正となり、予算総額は17億9,131万3,000円となりました。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、123ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ322万5,000円を追加し、総額をそれぞれ17億9,131万3,000円とするものです。

125ページをごらんください。

平成22年度の契約に係る債務負担行為2件を計上しております。

歳入についてご説明申し上げます。127ページをごらんください。

款1保険料322万4,000円は、第1号被保険者の特別徴収保険料の増加に伴う補正です。

款7財産収入1,000円の項目は、平成20年度に積み立ていたしました介護従事者処遇改善臨時特例基金に利子が発生するために項目を設けるものです。

歳出について説明いたします。128ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費は、地域包括支援センター業務運営に係る事項や平成22年度介護保険の施策を審議するために介護保険運営委員会を開催することによる消耗品から報償費への3万6,000円の組み替えを行うものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、項2介護予防サービス等諸費、次ページの項5高額医療合算介護サービス等諸費は実績件数の増加に対応するための補正です。

款4地域支援事業、項1介護予防事業は、介護予防事業に使用している平成13年式軽自動車の修繕料が生じました、そのことにより事業精査による報償費8万円を組み替えするものです。

款4地域支援事業、項2包括的支援事業費は、地域包括支援事業のために使用している平成12年式軽自動車の修繕料を人件費の確定分より8万円組み替えするものです。

130ページをごらんください。

款5基金積立金は歳入同様に、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子積立金の項目を設定するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号、平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 平成21年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第21号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第21号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費、山田沢配水場管理棟耐震診断業務委託料の増額と、馬場第2ポンプ場ポンプ更新工事費を計上するものです。また、今年度中に契約を行い、新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を追加補正するものでございます。

収益的及び資本的のいずれも収入の補正はなく、支出の補正のみとなります。

収益的支出において11万2,000円を増額し、補正後の予算総額は13億2,382万円となります。

また、資本的支出は226万円を増額し、補正後の予算総額は6億731万円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、議案第21号平成21年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細を説明申し上げます。

まず、第1条であります。平成21年度柴田町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものです。

第2条であります。予算第2条で定めております業務の予定量を次のように改めるものであります。主要な建設改良費の既決予定額を226万円増額補正し、補正後の額を2億1,466万2,000円に改めようとするものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額であります。収入についての

補正はありません。支出でありますが、款 1 水道事業費用の既決予定額を11万2,000円増額補正し、補正後の額を13億2,382万円に改めるものであります。

その内訳ですが、第 1 項営業費用の既決予定額を11万2,000円増額補正し、補正後の額を12億1,095万4,000円に改めようとするものであります。

予算第 4 条であります。予算第 4 条は資本的収入が支出額に対して不足する額であります。本文括弧書中「4 億5,684万9,000円」を「4 億5,910万9,000円」に、「9,788万8,000円」を「1 億14万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものであります。

収入についての補正はありません。

支出であります。第 1 款資本的支出の既決予定額を226万円増額補正し、補正後の額を6億731万円に改めようとするものであります。その内訳ですが、第 1 項建設改良費の既決予定額を226万円増額補正し、補正後の額を2 億1,652万6,000円に改めようとするものであります。

次のページをお願いします。

第 5 条であります。予算第 5 条に定めました債務負担行為の追加 2 件であります。新年度に継続して使用するために契約締結を行うため、債務負担を追加するものであります。まず、防災行政無線装置保守点検業務委託、車が 6 台、それから事務所にハンディータイプ 5 台あります。11台であります。期間は単年度、平成22年度であります。限度額は21万7,000円あります。それから、コピーリース機 2 台あります。期間は単年度、平成22年度、限度額は3万4,000円あります。

それから、第 6 条であります。予算第 7 条に定めた経費の金額、つまり議会の議決を経なければ流用することのできない金額でありまして、今回人事院勧告によりまして人件費の減額の必要が生じたので、今回職員給与費の既決予定額を65万3,000円減額補正し、補正後の額を1 億1,084万6,000円に改めようとするものであります。

141ページをお願いします。

収益的収入及び支出の補正予定額にて説明申し上げます。

収入についてはありません。

支出であります。款 1、項 1、目 1 原水及び浄水費 7 万8,000円の減額補正であります。節 1 の給料から節 4 の法定福利費まで、これについては人事院勧告による減額補正であります。

それから、目2配水及び給水費24万9,000円の減額であります。これにつきましても、節1の給料から節4の法定福利費まで人事院勧告による減額補正であります。節2の手当として時間外勤務手当30万円の計上をしております。夜間の漏水対応でございます。

目4総係費43万9,000円の増額であります。これにつきましては、節1の給料から節4の法定福利費まで人事院勧告による増減額の補正であります。

節13委託料であります。52万5,000円の増額であります。山田沢配水場管理棟耐震診断業務委託であります。築36年たっているということで、当初予算において耐震診断を行っていましたが、隣に機械棟があります。今回それも含めて診断を行うということで52万5,000円をお願いをするものであります。

次のページをお願いします。

資本的収入支出の補正であります。収入については補正はありません。

支出であります。款1、項1、目2水道工事費226万円の増額であります。節1給料から節3法定福利費まで、これにつきましては、人事院勧告による減額補正であります。

節9工事請負費250万円の増額であります。馬場第2ポンプ場のポンプ更新工事を予定しております。平成10年度より稼働しておりますが、11年を経過したということで、実は1台故障しております。現在1台で運転しているという状態でありますので、今回更新を行うものであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号、平成21年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議発第1号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。

ただいま議題となっております議発第1号柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、今定例会において議決した「行政組織の再編に伴う関係条例の整備等に関する条例」に基づき、組織改編されたことによる「柴田町議会委員会条例」の各常任委員会に係る所管事項の改正であります。

改正内容としては、条例第2条に基づく別表において、総務常任委員会の所管事項中、「企画財政課、まちづくり推進課」とあるのを「まちづくり政策課、財政課」に改め、文教厚生常任委員会の所管事項中「健康福祉課」を「健康推進課、福祉課」に改め、産業建設常任委員会の所管事項中「地域産業振興課」を「農政課、商工観光課」に改めるものであります。

同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号、柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 平成21年第3回定例会時「住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会」付託

議案第4号 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、平成21年第3回定例会時「住民自治によるまちづくり基本条

例審査特別委員会」付託、議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を議題といたします。

本案については、特別委員会委員長の報告を求めます。水戸義裕委員長の登壇を許します。

〔住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会委員長 水戸義裕君 登壇〕

○住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会委員長（水戸義裕君）

委員長の水戸義裕です。柴田町議会第3回定例会において、本委員会に付託されました議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の審査報告をいたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書により報告いたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

付託事件名、議案第4号柴田町住民自治によるまちづくり基本条例。

付託年月日、平成21年9月10日。

審査の経過、平成21年9月10日に住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会を設置して以降、延べ5回にわたり委員会を開催し、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を慎重に審査しました。

委員会では、執行部からの説明を求め、逐条ごとに精査するとともに、審査の参考とするため、住民自治条例をつくる会の会長を参考人として招致し、本条例のベースとなった素案づくりの経過や思いを聴取しました。

特別委員会は、9月10日、10月2日、10月23日、11月9日、11月20日の5日間の日程で審査いたしました。

審査の結果、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例は、次の理由により、別紙修正案のとおりに修正し、修正部分を除く部分は原案のとおりにすることに賛成多数で決しました。

条例の修正条文及び修正理由は次のとおりです。

一つ目は、第9条見出しに「町外との」を追加し、条文との整合性を図りました。

二つ目は、第25条第4号において、「行政機関」の前に「審議会その他の」という例示を追加し、よりわかりやすい表現とするとともに、「審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの」の略称を「審議会等」と規定しました。

さらに、会議公開の原則に「ただし、会議を公開することか適当でないと認められるときは、この限りではありません。」とする例外規定を追加することにより、公開がなじまない場合は非公開とすることを明確に表現しました。

三つ目は、第26条第3号において、「行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの」は、第25条第4号修正理由の前段と同様の理由により、「審議会等」との略称を適用しました。また、審議会等の構成員に公募枠を設けることに「ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。」とする例外規定を追加することにより、公募がなじまない場合は適用されないことを明確に表現しました。

四つ目は、第28条第2項において、担い手が行った協働の情報発信について、担い手の自由裁量とするため、「自己評価」を削除しました。

五つ目は、第29条第2項第1号から第3号において、他条の号立て部分の表現との整合性を図るため、「～すること。」と表現しました。

なお、少数意見の留保はありませんでした。

以上で住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会審査報告といたします。

○議長（我妻弘国君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

次に、原案反対及び修正案反対の方の発言を許します。

それでは、次に原案賛成の方の発言を許します。

それでは、次に修正案賛成の方の発言を許します。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例は、委員長報告の修正案に賛成いたします。

今の時代の潮流は、地方分権、地域主権となっております。住民参加による協働のまちづくりは、地域主権を実現するための基本的なルールとして必要なものです。今回の修正案は、住民が主体となった自治を確立するための趣旨が盛り込まれており、よりわかりやすい表現で広く普及することをもくろんでおります。それらを実践することにより、地域コミュニティの確立と、柴田町の活性化につながるものであると確信しております。

柴田町にある歴史や景観、人的資源、産業などの潜在的資源を活用し、豊かな暮らしのまちへと発展させるためには、必要不可欠のルールとして重要なものであります。

以上のことから、委員長報告の修正案に賛成いたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありますか。17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。

私は、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の修正案に賛成いたします。

初めに、条例をつくる会の皆さんが、条例づくりに費やした長い時間と惜しめない労力に対し、心より敬意を表します。また、条例素案を提出した後も、住民の皆さんとの意見交換や説明、情報誌の発行などに心を尽くされ、身をもって行政との協働を示されたことに感謝いたします。

このまちづくり基本条例は、住民みずからが参加して、住民にとって役に立つ条例となるよう何度も何度も討論を重ねる中で、住民自治とは何だろう、協働とは何だろうと考え、模索した結果だと思えます。意見の対立もあったことでしょう。しかし、決してあきらめずに粘り強く話し合い、素案を提出していただきました。

実は、条例案に着手したそのときから、住民が主体の新たなまちづくりが始まっているのです。私は、この条例は、柴田町の住民自治の歴史に大きな足跡を残すものと確信いたします。協働のまちづくりは、一朝一夕でできるものではありません。長い時間が必要です。このまちづくり条例を使いこなすことが、何より大切なのです。住民の参加のルールを定めたこの条例を使うことで、協働の輪が大きく広がっていくと考えます。

今議会の一般質問においても、多治見市の市政基本条例や、市民参加条例を高く評価する声がありました。柴田町においても、まちづくり条例を制定することで、自分で考え、行動し、仲間やほかの団体と連携する住民が確実にふえると考えます。

以上の理由で、私は委員長報告の修正案に賛成いたします。

同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

この議案に対する委員長の報告は修正議決で、修正部分を除く部分は原案のとおりとする
とであります。

お諮りいたします。柴田町住民自治によるまちづくり基本条例については、委員長報告ど
おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告どおり決しました。

診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第10、意見書案第1号身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番平間奈緒美さんの登壇を許します。

〔1番 平間奈緒美君 登壇〕

○1番（平間奈緒美君） 1番平間奈緒美です。

ただいま議題となっております意見書案第1号身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書（案）。

救急搬送された妊婦が多く、多くの病院で受け入れを断られた後に死亡する痛ましい事故が、奈良や東京をはじめ各地で相次いで起こっています。

全国で産科と小児科の医師、分娩を扱う病院・診療所が減り続け、拠点病院への産科の集約が進められました。しかし、地域によってはかえって産科の空白地域が広がり、妊婦が出産する病院を探すことさえ難しくなっています。また、集約された拠点病院では、これまで扱ってきたハイリスク出産や治療に加えて正常出産までが集中し、NICU（新生児集中管理治療室）、MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の病床不足、それを扱う医者やスタッフの不足が深刻化しています。厚生労働省が昨年全国の総合周産期母子医療センターで調査を行い、同省研究班はNICUが全国で1,000床足りないと報告していますが、その整備の費用は自治体にとって大きな負担です。

一方、緊急搬送される妊婦には妊婦健診を受けていない「飛び込み出産」も多く、未受診の原因の多くが経済的理由であるとされています。妊婦健診は出産までに14回受けることが望ましいとされ、5回分は国の財政措置が地方交付税によって行われ、その運用は市町村が行っています。新年度から残り9回分についても国庫補助と地方財政措置が行われることになりましたが、都道府県による基金創設など仕組みが複雑になるうえ、2年間の期限つきであることは納得しがたいところです。

社会保障の最低基準を定めたILO第102号条約では、妊娠・分娩は母性医療給付の対象とされ、本人に経済的負担を課さないことを規定しています。国際社会では、妊娠・出産は母子保健サービス、医療サービスとして公費負担されています。

出産は母体と胎児の命にかかわる問題です。安心して出産できる助産システムをつくり、妊娠出産の費用は国の負担か公的保障を行うべきです。よって、次のことを要望します。

記

- 1 だれでもどこでも最低14回の妊婦健診が受けられるよう、健康保険の適用など公的保障を実現すること。
- 2 母体と胎児の命にかかわる妊娠・出産の費用は、公費負担の制度を確立し無料にすること。
- 3 身近な地域で出産ができる安心・安全な助産システムをつくること。そのために、医師を確保し、正常な妊娠出産・産後と育児のケアを担える助産師の専門性を生かし活用を図ること。
- 4 「周産期医療ネットワーク体制」（総合及び地域周産期母子医療センター等）の充実とその情報システムの構築に向けて、自治体に対し国の財政投入を行うこと。また、産科医師、新生児治療医師の配置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 宮城県柴田町議会

提出先、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、衆議院議長殿、参議院議長殿です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

意見書案第1号、身近な地域で出産できる助産システムの実現と妊婦健診、出産費用の公費負担による無料化を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第 1 1 意見書案第 2 号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第11、意見書案第 2 号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。7 番広沢 真君の登壇を許します。

〔7 番 広沢 真君 登壇〕

○7 番（広沢 真君） 7 番広沢 真であります。

ただいま議題となっております意見書案第 2 号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

意見書案第 2 号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条の規定により提出する。

平成21年12月18日。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところである。

その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得から専従者控除として控除を認められているのみである。この控除額が家族従業者の給与所得に係る収入金額とされるため、配偶者の所得は21万円、その他家族の所得はゼロとなり、社会的・経済的な不利益を引き起こし自立が困難になっている。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差をつけること自体が矛盾している。

所得税法第56条は、戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残であり、一人一人の人権を尊重する現在の憲法に相反するものとなっている。

派遣労働など女性や若者の働き分に見合う対価がきちんと支払われていないことが、格差社会を生み出した要因として問題になり、改善する仕組みをつくることが急務といわれている。一人一人の働き分を正當に評価することは人権を守ることであり、自営業の家族従業者にとって自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復ともいえるものである。

よって、税法だけでなく民法・社会保障にもかかわる人権問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日 宮城県柴田町議会

提出先、内閣総理大臣殿、財務大臣殿。

同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、財務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第12 請願第1号 「非核平和都市宣言」に関する請願

○議長（我妻弘国君） 日程第12、請願第1号「非核平和都市宣言」に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

議会運営基準第129条により、これにより紹介議員の趣旨説明を求めます。10番森 淑子さん。

[10番 森 淑子君 登壇]

○10番(森 淑子君) 10番森 淑子です。

ただいま議題となっております請願第1号「非核平和都市宣言」に関する請願について、紹介者3名を代表して趣旨説明をいたします。

平成21年11月20日、柴田母親連絡協議会代表児玉芳江氏ほか7名より、「非核平和都市宣言」に関する請願がありました。請願理由にありますように、1945年8月に広島・長崎に投下された原爆により64年たった今も二十数万人の被爆者が生命の不安を抱えており、また現在も2万数千発の核兵器が備蓄配備され、北朝鮮の核開発に見られるように、新たな核拡散の危機も強く懸念されています。

柴田町においても、二度と戦争を繰り返さず、平和を維持していき、核兵器廃絶に向けて決議すべきという趣旨のとおり、この「非核平和都市宣言」(案)に私は賛成するものです。

同僚議員の皆様の賛同をお願いいたしまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長(我妻弘国君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより請願第1号「非核平和都市宣言」に関する請願の採決を行います。

お諮りいたします。本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立多数であります。よって、請願第1号「非核平和都市宣言」に関する請願は採択することに決しました。

日程第13 陳情第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める
意見書の提出を求める陳情

陳情第2号 中小企業予算の拡充を図り、最低賃金の大幅引き上げを求
める、国に対する意見書採択を求める陳情

陳情第3号 改正貸金業法の早期完全施行を求める陳情

○議長(我妻弘国君) 日程第13、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。議会運営基準により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望についてもお手元に配付したとおりであります。

日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願が出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成21年柴田町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつをさせていただきます。

今回の定例会に付議いたしました議案は、諮問1件、議案21件、合計22件につきましては、原案のとおり可決いただきありがとうございました。

先ほどは、住民自治によるまちづくり基本条例審査特別委員会水戸義裕委員長から報告が議会に提出されました。特別委員会は、第3回定例会において設置され、8人のメンバーで慎重にご審議を賜り、一部修正はありましたが、本条例の趣旨を尊重していただき、今回において可決していただき、心から感謝申し上げます。

この条例の制定に当たりましては、住民自治基本条例をつくる会の皆さんを中心に、長い時間と労力をかけ、多くの町民を巻き込んだ中で素案が町長に提案されました。本議会においてもちょうちょうはっしの議論が重ねられ、今日まで産みの苦しみが続いておりました。

今回、議会において執行部とは異なった広い視点から、活発に審議を尽くされ、住民自治基本条例をつくる会の思いを受けとめながらも、議会の意向が盛り込まれた修正案が可決された

ことは、大変画期的であると思っております。私どもが提案した条例にさらに磨きがかかり、町の憲法としてよりわかりやすく、一段と進化したものになったと思っております。

さらに、この条例の制定プロセスにおける審議の過程で、地方行政における二元代表制のあり方に新たな一石が投じられ、おこがましい言葉ではございますが、住民に開かれた議会、議論する議会の中での成立になったのではないかと思っております。

今後は、これまで進めてまいりました参加と協働、自主と共生によるまちづくりのレベルを上げるためにも、住民自治によるまちづくり基本条例に基づき、住民、議会、行政が連携しながら、住民やさまざまな団体が生き生きと柴田町のまちづくりに参加できるよう、柴田町ならではの住民自治の実践を推進してまいりたいと思っております。

改めて住民自治基本条例をつくる会の皆さんを初め、多くの町民の皆様のご尽力に感謝するとともに、今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に留意されまして、ご家族とともに健康で新年を迎えられますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 以上をもちまして平成21年柴田町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時08分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月18日

議 長

署名議員 番

署名議員 番